議会運営委員会　会議録

１．招集年月日	令和８年５月２０日（火）　　開会　午前　８時５８分 閉会　午前　９時４４分
２．場　　所	本館３階　第２委員会室
３．出席委員	◎益川　教智　　○石川　恵美 遠藤　総一郎　　木下　伸一　　工藤　義明 田中　陽介　　橋　完司　　以上７名 オブザーバー出席　津村 俊二議長　　委員外議員　奥山 文市郎副議長
４．欠席委員	なし
５．説明員	櫻本直樹市長、林毅副市長、井狩昭彦政策調整部長 西村拓巳総務部長、飯田貴史政策調整部次長、玉川俊之総務部次長、 岡田憲人広報秘書課長
６．事務局職員	辻昭典事務局長、行俊勉事務局次長、赤坂悦男（書記）
７．付議事件	（１）令和８年第３回野洲市議会定例会提出議案について （２）令和８年第３回野洲市議会定例会会期日程（案）について （３）令和８年第３回野洲市議会定例会議事日程（案）について （４）令和８年第３回野洲市議会定例会議案付託表（案）について （５）請願書、陳情書について （６）議事運営等について今後に引き継ぐ課題について
８．協議事項	なし
９．そ　の　他	なし
10．審査内容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年８月１７日

議会運営委員会委員長　　益川　教智　　印

～～～

６条第２項の規定に基づきまして繰越計算書を調製いたしましたので、報告をさせていただくものでございます。

また、報告第２号でございますが、令和７年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、建設改良費の県道大津能登川長浜線添架管移設事業他につきまして管理者から繰越しの報告を受けましたため、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づきまして、繰越計算書にて報告をさせていただくものでございます。

加えまして、報告第３号でございます。

報告第３号につきましては、令和７年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書でございます。当計算書につきましては、建設改良費のストックマネジメント管路点検調査事業などにつきまして管理者から繰越しの報告を受けましたため、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づきまして、繰越計算書にて報告をさせていただくものでございます。

続きまして、２つ目でございます。専決処分の承認でございます。５件でございます。

議第４５号でございますが、令和７年度野洲市一般会計補正予算の第１３号についてでございます。

本補正予算第１３号につきましては、既決予算額に３億６，６４６万７，０００円を追加させていただきまして、補正後予算額を２８８億２，９００万１，０００円とさせていただくものでございます。なお、専決日につきましては、令和８年３月３１日とさせていただいているところでございます。

補正の概要でございますが、まず歳入でございますが、歳入につきましては、譲与税及び交付金の額の確定による精査、また地方交付税のうち特別交付税の額の確定に伴う増額などとなっているところでございます。一方、歳出でございますが、歳出につきましては、財政調整基金への積立ての増額、また令和６年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額の確定に伴います国庫支出金の返還額、返還金の計上となっているところでございます。

続きまして、議第４６号、同じく「専決処分につき承認を求めることについて」でございます。

本議案につきましては、令和７年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）でございます。本補正予算につきましては、既決予算額に２８万７，０００円を追加させていただきまして、補正後予算額を４７億８，１４７万７，０００円とさせていただくものでございます。なお、専決日につきましては、令和８年３月３１日でございます。

補正の内容といたしましては、まず歳入でございます。歳入につきましては、介護認定調査事業におきます主治医の意見書作成手数料の増額に伴う一般会計繰入金の増額となっているところでございます。また、歳出につきましては、当該調査事業におきます主治医意見書作成手数料の決算見込みに伴う増額となっているところでございます。

以上でございます。

○総務部長（西村拓巳）　議員の皆様、改めまして、おはようございます。総務部の西村でございます。

それでは、私のほうから条例案件につきましてご説明をさせていただきます。

議第４７号、野洲市税条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正点といたしましては、軽自動車税の環境性能割の廃止ということで、従来、軽自動車につきましても自動車同様に環境性能に応じまして１％から２％という環境割が賦課されておったところでございますが、そちらのほうが廃止ということになっております。

２点目といたしましては、特定大口株主配当等の特定配当等への追加ということでございます。こちらにつきましては、一定の株式を保有しておられる方、３％以上という形になりますが、そちらの方に関します配当を、住民税をあらかじめ徴収する特定配当等の対象に加えたという点でございます。

続きまして、特例措置のほうでございますが、肉用牛の売却に係る特例につきましては３年間の延長、また、改修特別特定建物に係る固定資産税の減額措置につきましては、こちら、３分の１を条例で定めまして延長という形になっております。優良宅地の造成に係る課税特例につきましても、３年間の延長という改正を行ったところでございます。

施行日につきましては、本年４月１日施行でございます。

続きまして、議第４８号、野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

こちらも同様に、地方税法の改正に伴いまして当該条例を改正したものでございます。内容といたしましては、先ほど固定資産税のほうで申し上げましたわがまち特例の関係で、この部分に係ります都市計画税の部分の減額措置を行うためにわがまち条例特例を定めたところでございます。施行日につきましては、同様に４月１日施行でございます。

続きまして、議第４９号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、当該条例の改正を行ったところでございます。

内容といたしましては、１点目に、課税限度額を変更させていただいたのと新たに追加をしております。まず、国民健康保険税の基礎課税額に関しましては、従来６６万円であ

ったものを６７万円に変更させていただいております。あわせまして、子ども・子育て支援金に係る資金として新たに課税が始まります当該部分に関しまして、課税の限度額といたしまして、こちら、３万円という限度額を設けておるところでございます。

２点目といたしまして、子ども・子育て支援金の徴収に係る部分でございます。それぞれ３種の方法を用いましての徴収となります。所得割額、これにつきましては、総所得金額の１００分の０．２７％というところでございます。２点目が均等割額でございまして、１人当たり１，１００円でございます。世帯割、世帯別平等割につきましては、それぞれの世帯の区分に応じましての課税となっておりまして、一般世帯におきましては７００円、特定世帯３５０円、特定継続世帯につきましては５２５円でございます。なお、１８歳以下の方にかかります均等割につきましては、１８歳以上で保険者が負担するというような形が取られておるところでございます。

３点目といたしましては、国民健康保険税の減額でございまして、一定の所得以下の場合、減額措置が講じられておるところでございます。５割軽減の場合ですと、現行３０万５，０００円を３１万円、そして２割軽減の場合ですと、現行５６万円が５７万円と控除が引き上げられたところでございます。

これらの条例の施行日につきましては、本年４月１日施行でございます。

以上でございます。

○政策調整部長（井狩昭彦）　続きまして、３点目の補正予算１件につきまして、ご説明を申し上げます。

議第５０号「令和８年度野洲市一般会計補正予算（第１号)」では、既決予算額に４，８２３万６，０００円を追加させていただきまして、補正後予算額を２７９億８２３万６，０００円とさせていただくものでございます。

主な補正の内容につきまして、まず歳出でございますが、民生費に係る部分でございますが、障がい福祉分野の医療費助成のオンライン資格確認に係りますシステム保守委託料の計上、また、民間の保育所等におきまして、物価高騰に伴います保護者の給食費負担の軽減を図ることを目的といたしました保育所等食料品価格高騰対策支援金の計上をさせていただいているところでございます。また、あわせまして、学童保育所におきまして、物価高騰に伴います保護者の親世代の負担軽減を目的といたしました放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策支援金の計上をさせていただいているところでございます。いずれも後にご説明をさせていただきます歳入におきまして、地方創生臨時交付金及び県支出金を充当

させていただくものでございます。

続きまして、衛生費に係るものでございますが、野洲川斎苑の空調設備が昨年度に不具合が発生をいたしましたことから、かかる改修費用について、本市からの負担金といたしまして、野洲川斎苑葬祭棟の空調設備の改修に伴います負担金の増額でございます。

また、農林水産業費につきまして、大篠原の新池の耐震改修につきまして、事業主体でございます県が本年度当初に事業計画実施設計の採択を受けましたことから、本市の負担金といたしまして、新池に係ります県営農地防災事業の実施に伴います負担金の増額でございます。

また、教育費に係るものでございますが、中学校クラブ活動の地域クラブ活動への移行に伴います指導員等への報酬費等の増額などでございます。

次に、歳入でございますが、国庫支出金に係るものでございます。

新病院周辺整備に係ります市道五三条南ノ田線整備工事等に係ります地域未来交付金につきまして、不採択によります減額でございます。また、さきに歳出のほうでご説明申し上げました保育所等食料品価格高騰対策支援金及び放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策支援金に係ります地方創生臨時交付金の増額でございます。また、障がい福祉分野の医療費助成のオンライン資格確認に係りますシステム保守委託料に係る地域診療情報連携推進費補助金の計上でございます。

次に、県支出金といたしまして、これも歳出でご説明をいたしました保育所等食料品価格高騰対策支援金及び放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策支援金の県支出金といたしまして、それぞれ保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金、そして放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策事業費補助金の計上をさせていただいているところでございます。また、中学校クラブ活動の地域クラブ活動への移行に伴います指導員等への報償費等の増額に伴います部活動地域展開推進事業費補助金の計上をさせていただいているところでございます。また、さきにご説明を申し上げました新病院周辺整備に係ります市道五三条南ノ田線整備工事等に係ります地域未来交付金の不採択に伴います財源更正といたしまして、道路整備事業債の増額などとなっているところでございます。

以上でございます。

○総務部長（西村拓巳）　続きまして、条例案件のご説明をさせていただきます。

議第５１号「冨波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」でございます。

こちらにつきましては、周辺との環境の調和といった新たな市街化に入れました当該地区における建築物の制限を課す条例でございます。

制限の内容といたしまして、２点させていただいております。まず、用途の制限ということで、こちらのほうにおきまして、工場等ということで建築の用途を縛らせていただいております。あわせまして、地盤の高さというところで最低限度を設けさせていただいております。こちら、災害発生時においての影響を軽減するということで滋賀県において指導がなされておるところでございまして、１０年に１度の降雨の状態においても最大０．５メートル以下となるような水深、いわゆる水が達しないというような高さまで地盤を高くするというような制限でございます。施行日につきましては、公布の日からとなっております。

続きまして、議第５２号「大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」でございます。

先ほどご説明しました条例と同様に、用途の制限として工場に限ると。あわせまして、地盤高の制限に関しましても同様に１０年確率での対応を求めておるところでございます。あわせまして、こちらの部分につきましては、敷地面積の最低限度ということで５ヘクタール以上に開発を求めておるところでございます。

続いて、議第５３号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」でございます。

こちら、地方自治法のほうが令和８年９月２４日に施行されることを受けまして、これに伴いまして条ずれが発生するということから、関係条例に所要の改正を行うものでございます。施行日につきましては、法施行日９月２４日とさせていただいております。

続きまして、議第５４号「野洲市税条例の一部を改正する条例」でございます。

こちら、施行日が３つに分かれておりまして、それぞれ令和９年以降の施行となります。

まず、令和９年１月１日施行の内容でございますが、こちら、公的年金等の受給者のいわゆる提出書類の提出範囲が見直されたことによりまして、基準のほうが細分化されたところでございます。また、医療費関係におきます控除の特例につきましても、令和９年度までとされていたものを以降ということで延長がなされております。住宅取得特別控除におきましても、同様に延長がなされたところでございます。

令和９年４月１日施行になりますが、こちら、（２）に書かせていただいておりますように免税点、固定資産税に係る部分でございますが、それぞれ引き上げがなされております。

償却資産１５０万円から１８０万円に、家屋につきましては２０万円から３０万円へと引き上げがなされたところでございます。

続きまして、令和１０年１月１日施行の内容でございます。こちら、復興特別所得税の課税期間が延長されたこと、さらに防衛特別所得税が創設されたことを受けまして、関係条文の修正が行われたところでございます。続きまして、優良宅地の造成に係る特例につきましては、引き続き３年間延長するというところでございます。特定暗号資産に係る課税につきましては見直しがなされまして、現行、住民税１０％のところを、改正後につきましては分離課税が可能となりまして、損益通算が３年間できるようになるとともに、住民税のほうは５％という改正が行われております。

続いて、議第５５号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」でございます。

こちらにつきましては、地域限定保育士制度が一般施策化されたことを受けまして、令和８年度から滋賀県におきましても当該試験が導入され、令和８年度以降、地域限定の保育士さんが誕生するということになります。これを受けまして、関係する条例、４条例につきまして、それぞれ対応が可能なような改正をさせていただいたところでございます。施行日につきましては、公布の日からとなっておるところでございます。

続きまして、議第５６号「野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例」でございます。

季節保育に係ります延長保育料に関しましては、従来、日割計算を行っておったところでございますが、こちらのほうを固定化させていただいたところでございます。これにつきましては、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会からの提言を受けまして、こうした固定化料金に変更をさせていただいておるところでございます。施行日は令和９年４月１日となります。

続きまして、議第５７号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」でございます。

こちらにつきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が改正されましたことに伴いまして、従来の葬祭補償の定額部分を３１万５，０００円から３３万円に引き上げをさせていただきます。施行日につきましては、公布の日からとなっております。

続いて、その他案件１件でございます。

市道路線の認定というところでございまして、道路法第８条第２項の規定に基づき、議

会の議決を求めるものでございます。

当該道路につきましては、令和１０年に開校いたします高専への通学用道路として新たに新設する道路でございまして、寺門三ツ井線で新設に向けましての準備といたしまして認定を行うというところでございます。

続きまして、人事案件２７件でございます。

議第５９号「野洲市固定資産評価委員の選任につき議会の同意を求めることについて」ということで、こちら、地方税法第４０４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。対象者は、土川友廣、現税務課長でございます。本年４月１日の異動に伴いまして税務課長が交代いたしましたことを受けましての提案でございます。

続きまして、議第６０号から第８５号「野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」でございます。

これにつきましては、表に列記しております２６名を新たに農業委員に任命したいということから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。川東様以降２６名、林かずみ様までということになっております。これらの任期につきましては、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までの３年間となっておるところでございます。これ以降につきましては、先ほど申し上げました２６名の委員の略歴を掲載しておるところでございますので、またご覧いただけますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（益川教智）　今それぞれご説明いただいた件について、詳細については本日午後より開催されます議案説明会で受けまして、また、質問については２５日開催予定の議案勉強会でお願いできればと思います。

それでは、提出議案について、議事運営に関連して何か皆様からご質問等はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　よろしいですね。

それでは、続きまして、（２）令和８年第３回野洲市議会定例会の会期日程（案）、そして議事日程（案）、議案付託表（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議員の皆様、おはようございます。議会事務局の行俊です。

議員の皆様、資料は、「議会運営委員会」の中の本日「５月２０日」の「会議資料」をご覧ください。

それでは、令和８年第３回野洲市議会定例会の会期日程（案）、議事日程（案）、議案付託表（案）についてそれぞれご説明いたします。

まず、会期日程は資料の「０３」をご覧ください。

会期日程は、６月２日火曜日に開会し、６月２６日金曜日までの２５日間です。なお、６月からは、開庁時間の変更に伴い、本会議、委員会などの開始時刻が午前９時３０分からになります。

６月２日開会後、９日間休会となります。２日の本会議終了後は、議会だより編集委員会が開催されます。その後、６月１２日に再開し、本会議終了後、予算常任委員会を開催し、各分科会への分担について審査していただきます。１６日は、本会議終了後に会派代表者会議を開催し、意見書等の調整をお願いします。

次に、６月１７日と１９日は、予算常任委員会の各分科会終了後、各常任委員会を開催いただきます。１７日は、午前９時３０分から総務、午後１時から文教福祉、１９日は、午前９時３０分から環境経済建設の順となります。

１９日は、午後１時からの会派代表者会議にて、執行部から追加議案の概要説明と意見書の提出があれば、その確認を予定しています。

２４日は、午前９時３０分から予算常任委員会を開催いただき、分科会会長報告、質疑、委員間討議、採決をお願いします。同じく、予算常任委員会終了後は、議会運営委員会を開催いただき、最終日の追加提出議案等の説明、これに伴う議事日程の追加等についてご協議いただくものです。議会運営委員会終了後、全員協議会を開催いただき、追加議案の説明をいただきます。

最終日６月２６日は、午前９時３０分から議会運営委員会を、１０時３０分から全員協議会を開催します。その後、午後１時から本会議を開催します。本会議終了後は、議会だより編集委員会が開催されます。

なお、一般質問、議案質疑及び討論通告書並びに意見書の提出期限は、会期日程の表にそれぞれ朱書きで記載していますので、ご確認をお願いいたします。また、追加議案、意見書の提出がありましたら、追加議事日程として対応をさせていただき、それぞれ提出者の説明、質疑、討論、採決をお願いすることといたします。

次に、議事日程につきましては、資料の「０４」をご覧ください。

議事日程につきましては、開会日の６月２日は午前９時３０分開議で、市長から繰越計算書３件の報告の後、提案される議案４１件の提案説明をお願いいたします。

次の２ページ目、６月１２日に本会議を再開し、上程議案に対する議案質疑、一部議案、議第４５号から議第４９号まで、並びに議第５９号から議第８５号までに対する討論及び採決をお願いします。なお、この日採決いただく人事案件のうち、議第６０号から議第８５号までの「野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」の議案２６件の採決については、一括採決としたいと思いますので、後ほど詳しく説明します。残る議案につきましては、各常任委員会に付託、その後、一般質問となります。

次の３ページ、４ページ目、６月１５日、１６日は一般質問となります。

次の５ページ目、２６日は、各委員会委員長からの委員会審査結果報告、これに対する質疑、討論、採決をお願いし、審議終了後、閉会となります。

次に、議案付託表につきましては、資料の「０５」をご覧ください。

６月１２日の再開日に付託し、付託先につきましては、一般会計補正予算は予算常任委員会に付託し、２ページ目、３ページ目の各分担表のとおり、それぞれの分科会に分担いただきます。

４ページ目から６ページ目まで、条例、その他の議案について、総務、文教福祉、環境経済建設の各常任委員会へ審査を付託するものです。

最後に、再開日の一括採決について説明いたします。資料の「０６」をご覧ください。

議第６０号から議第８５号までの人事案件については、市議会申合せ事項に「本会議における採決に関し、人事案件等において複数の同一案件の場合は一括採決することができる」とあることから、今回、一括採決をお諮りするものです。

議第６０号から議第８５号までについては一括採決を前提としていますが、状況によって個別採決することとなります。こちらに図で示させていただいておりますけども、まず、６月１２日再開日の本会議で農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてということで、まず議案質疑をいただきます。続きまして、委員会の付託を省略し、討論を行っていただきます。ここで反対討論があった場合は個別採決となります。討論がなかった場合は、まず一括採決について異議あり、なしをお諮りいただきます。ここで異議ありということになりますと個別採決になります。一括採決について異議なしということであれば、一括採決をしていただいて全員賛成可決、そして、反対者があった場合につきましては、一括採決の段階で異議がなかったため、この時点で個別採決の取扱いはしないと

いうことで、一括採決で反対の場合につきましては、個々の反対表明でなく一括の反対とみなすと、こういった流れで進めていただければということで、お諮りをさせていただきます。

事務局からは以上です。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について、皆さんから何か質問はございますか。

では、遠藤委員、お願いします。

○委員（遠藤総一郎）　会期日程というんですか。この定例会から９時３０分開催ということで、定例会がある月の全員協議会が１０時半スタートということで、午後に最終日、本会議を控えているということで、９時半スタートを議会で決めたときから問題やったと思うんですけども、そこの時間配分、９時半から議運をやって、１０時半から全員協議会で、１時から最終日の本会議というところで、その全員協議会の時間が足らないのではないかということがその当時から問題視されていたんですけども、その辺、事務局として手探りのところは十分あると思うんですけども、その辺はどのように今の段階でお考えなのか、もし何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局の行俊です。

遠藤委員から今おっしゃいましたけれども、この件に関しましては、以前に会派代表者会議、議会運営委員会でもお諮りをさせていただきました。それで、１０時半から全員協議会を開催しますと１時間半程度ということにはなります。どうしてもこの１時間半で収まり切らなくて問題であるということであれば、今後見直ししてはどうですかということで皆さんに合意いただいていますので、一旦は、６月議会につきましては、このスケジュールでさせていただければということで皆様に了承をいただいたところでございます。

以上です。

○議会事務局長（辻　昭典）　ご心配いただいているのはごもっともですので、事務局も当然それは心配をしております。一旦、これでいってみようということで、会派代表者会議なりで合意をいただきました。全協については、案件の数にもよりますし、今のところ何とも言えないのが現状です。取りあえずやってみようというのが実態でございまして、何らか支障が多々出るようでしたら、都度、会派代表者の皆さんなり議運でお諮りして改善をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（益川教智）　他に何かある方はおられますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　それでは、ないようですので、事務局の説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ご異議なしと認めます。

本件については事務局の説明のとおりとし、この後の全員協議会でご報告させていただきます。

ここで執行部の皆さんは退席となります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

（執行部　退席）

○委員長（益川教智）　それでは、続いて、付議事件（５）、請願書、陳情書について、事務局より説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

では、請願書、陳情書についてご説明いたします。

まず、請願書につきましては、昨日５月１９日までに提出はありませんでした。

続きまして、陳情書が３件提出されています。資料の「０７」の①、②、③の３件でございます。

まず１件目は、３月２７日受理の「メッセンジャーＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」で、提出者は宇井淳さんという方です。陳情内容につきましては、現時点での新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーＲＮＡワクチンの安全性の検討は不十分であるとの考えにより、接種事業中止の意見書提出を求められるものです。

２件目は、５月１８日に受理したもので、２ページ目の２の（６）にありますように、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出等を求めるもので、提出者は２０２６年原水爆禁止国民平和大行進滋賀県実行委員会です。

次に、３件目は、５月１９日受理の「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」で、提出者は、学校教育の中立性と透明性を守る滋賀県民の会、提出者代表、藤田幸夫さんと共同提出者、前参議院議員、浜田聡さん。陳情項目は、最後の①から④までの４項目です。

以上３件を受理しています。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ないようですので、この件について、またこの後の全員協議会で報告させていただきます。

続いて、付議事件（６）議事運営等について今後に引き継ぐ課題について、事務局より説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

資料の「０８議事運営等について今後に引き継ぐ課題について」をご覧ください。

まず、こちら、丸印４つつけておりますけども、この丸印の１つ目になりますが、議会改革推進特別委員会からの提言として、前の議員の皆様の委員からまとめていただいたものが別紙、後ほどの別紙１になりまして、令和７年６月２５日に提出されたものです。概要につきましては、２点ございます。

次に、丸印の２つ目ですけれども、こちらにつきましては、昨年の１０月２２日、改選前の議会運営委員でご協議いただきまして意見のあった内容について報告をさせていただいておりました。別紙の２に記載しておりますのは田中陽介議員から意見をいただいたものですけども、この他に委員から出された意見がございまして、議事録を整理する中でちょっとこちら２点が抜けておりましたので、おわびをいたします。１点目は、議員の出欠表を議会だよりに掲載してはどうか。これは橋俊明議員からです。それから、もう一点、議会の各種制度・運用等の見直し、政治倫理条例なども含めて見直しということで、これは田中陽介議員からご意見があったものですので、こちらのほうも追加をさせていただきます。

丸印の３つ目ですけども、こちらにつきましては、改選後、前の委員からの意見を踏まえて、現在の委員の皆様で１２月２４日の議会運営委員会で協議いただいたところ、議会運営委員会と議会改革推進特別委員会のそれぞれの正副委員長と正副議長で協議して整理してはとのご意見がありましたので、１月２８日にご協議をいただきました。

丸印の４つ目が、その１月２８日の協議結果でございます。議員の皆様の委員の任期は２年ですので、あと１年半の間におのおのの委員会で取り組んでいただくことになろうかと思います。それぞれどの委員会で取り組んでいただくのかという整理などをしていただいておりますので、ご覧ください。

説明は以上です。

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。

今の件について、何か皆様からございますか。ないですか。

ちょっと確認なんですけど、今回、追加でいただいた出欠表のところと議会の各種制度・運用等の見直しについて、ちょっとこれは前議員のところでお話し合いされていたことだと思うんですけども、詳細、もう少し細かいというか、内容について分かっておられる方、田中陽介さんとか、どうですか。

○委員（田中陽介）　指名いただきましたので、発言させていただきます。

議員の出欠表ということで、結構欠席される方が多かったこともあって、誰が出席しているのかということを見える化したらいいんじゃないかというようなことを言われて、これは合意というよりかはこういう意見があったというような……。

○委員長（益川教智）　ご提案。

○委員（田中陽介）　そうですね。話です。

○委員長（益川教智）　出欠表というのは、いわゆる公務について、各種委員会……。

○委員（田中陽介）　もちろんです、公務。公務について出欠ですね。

あと、議会の各種制度・運用については、政治倫理条例とかあの辺の運用が、市民を選ぶとかいろいろ書いてあるんですけど、実際どういうふうに選ぶかとか、実際それを何かやる想定というのがちょっとイメージできていないものがあるんじゃないかというのも含めて一度検証して、それが実際できないような内容になっているのであれば、条文を変更するであったりとか、そういった実際に運用できるようなものに変えないといけないんじゃないかと。ものがあるのかどうかも含めてちょっと１回検証が必要じゃないかということです。いっときそのブームみたいなことで、全国でいろんなそういう条例ができるとまねをして議会改革として取り組んだというような形だと思うんですけど、まだ運用していないものも多々あるので、一遍考えてみてはどうかというようなことです。

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。

というご説明を受けまして、それも含めて皆さんから他に何かございますか。よろしいですか。

○委員（田中陽介）　この協議を今載せていただいたんですけど、これをどうするかみたいな話もしていくということなのか、ありましたという報告の話なのか、この各種制度・運用はちょっと事務局のほうでもう１回ちょっと洗ってみてほしいなと私自身は思うんですけど。

○委員長（益川教智）　これ、挙げていただいているんですけれども、議会改革でやるのか、議運でやるのか、それとも他のところでやるのがいいのかというのは決めていかない

と進まないとは思うんですけれども、その点について皆様からご意見があればお願いできればと思いますが、どうでしょうか。ちょっと時間が少ないんですけど。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局の行俊です。

今日はちょっとまた１０時から全員協議会もございますので、まずは１月２８日に整理いただいた、どれをどこの委員会でするのかという整理をちょっともう一度皆様に示させていただくというところで今日はさせていただきました。また、それぞれの委員長、副委員長さんのほうでご相談いただいて、どれから着手していくのかとか、どのように進めていくのかということも含めて進めていただければということで、ちょっと本日は時間の関係もありますので、そのようにお願いできればと思います。

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。

では、今の２件、新しく出てきた２件についても、皆さん、進め方等についてはそれぞれお考えをいただければと思います。

他には特にないようですので、次に次第３、その他に移ります。

その他事項で皆様から何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　よろしいですか。

事務局から何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　よろしいですか。

ないようですので、これで終了いたします。お疲れさまでした。（午前９時４３分　閉会）